

虐待防止・身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

作成：虐待防止・身体拘束廃止委員会

令和4年4月

令和5年7月7日修正

身体拘束廃止に関する指針

【1】虐待防止・身体拘束廃止に関する考え方

虐待は身体的な虐待だけでなく幅広く利用者の尊厳を侵害する言葉や行動があることを理解し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、虐待防止に向けた意識をもち、虐待しない介護、虐待の未然防止、早期発見が行える業務を実践することとする。

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むことである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践することとする。

(1)身体拘束禁止の条文

サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2)緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要件のすべてを満たされ、かつそれらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースのみに必要最低限の身体拘束を行うことがある。

切迫性 : 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

【2】身体拘束廃止に関する基本指針

(1)身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として、利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

(2)やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するように努める。

(3)日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。

- 1 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるように援助する。
- 2 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。
- 3 利用者の思いを汲み取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種共同で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- 4 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。
やむを得ず安全確保を優先する場合は身体拘束委員会において検討する。
- 5 「やむを得ない場合」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように援助する。

【3】虐待防止に関する基本方針

(1)虐待防止の禁止

当法人においては、利用者に対する下記の虐待を禁止する。

- 1 身体的虐待
- 2 介護放棄・放任(ネグレクト)
- 3 心理的虐待
- 4 性的虐待
- 5 経済的虐待
- 6 上記以外の虐待と思われる「不適切なケア」

(2)日常の介護における留意事項

虐待防止のために、日常的に以下の事に取り組む

- 1 暴力など明らかな虐待行為が犯罪であり、即時報告を行う
- 2 適切ではない言動を見て見ぬふりをしない
- 3 一人で抱え込まず「チームケア」を行う
- 4 「認知症ケア」「障害特性」等の専門性を高める
- 5 ストレスマネジメントの実践

【4】虐待防止・身体拘束廃止に関する体制

虐待防止・身体拘束廃止委員会の設置等

1 設置及び目的

虐待防止・身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員へ指導する。

2 虐待防止・身体拘束廃止委員会の責任者(委員長)

- ・東広島市社会福祉協議会 常務理事

虐待防止・身体拘束廃止委員会の構成員(委員)

- ・常務理事(委員長)
- ・在宅福祉課長(事務局)
- ・各支所・各課委員(委員)

- ・つばさ(委員)
- 3 虐待防止・身体拘束廃止委員会の開催
- ・4か月に1回(4月・8月・12月)
 - ・その他必要な都度、委員長により、委員会の招集を行う。
- 4 虐待防止・身体拘束廃止委員会の内容
- ・法人内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ・身体拘束廃止に関する職員への指導について
 - ・サービス内容の点検及び虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質向上の取り組みに関すること
 - ・法人職員が一体となって、虐待防止の意識の醸成と、障害・認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること
 - ・虐待防止・身体拘束廃止のための指針の整備、見直し等に関すること
 - ・やむを得ず身体拘束を行う場合の必要性の検討
 - ・身体拘束を行った際の解除の検討
 - ・虐待を発見した場合の通報が適切に行われるための方法に関すること
 - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ・身体拘束、虐待再発防止策等を講じた際の効果についての評価に関すること
 - ・特に委員長が必要と認める内容に関すること

【5】やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 各支所虐待防止・身体拘束廃止委員会の実施

緊急やむをえない状況になった場合、虐待防止・身体拘束廃止委員会を中心として各関係事業所の管理者の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討し、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討した本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。

また廃止に向けた取り組みや改善の検討を担当職員と行い、次回委員会にて報告する。

(2) 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し同意を得た上で実施し身体拘束に対する同意書を送付する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録が義務づけられており、専用の様式を用いてその様子、心身の状況・や

むを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除にむけて拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(2)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告する。

〔介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的行為〕

- ・徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ・転落しないようにベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・自分で降りられないようにベッドを柵等で囲む。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ・車椅子、椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつ外しを制限するために介護服(つなぎ服)を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【6】虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法

(1) 虐待の通報・対応

虐待等が発生した場合には、本指針、マニュアルに沿って、速やかに市に報告するとともに、市の指示に従い、その要因の除去に努めます。

(2) 緊急性の有無

緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先に努める。

(3) 通報・相談への対応

職員は利用者、利用者家族又は職員等より虐待の通報があるときには本指針、マニュアルに沿って対応する。

(4) 委員は、法人内において虐待を把握した場合は速やかに委員長に報告する。委員長は必要時委員会の招集を行う

(5) 委員長は必要に応じて、関係機関等や職員、利用者家族等の意見を聞く場を設けることができる

(6) 必要に応じて、関係機関等や地域住民等に対して説明、報告を行う。

【7】虐待防止・身体拘束は廃止に関する委員の役割

虐待防止・身体拘束廃止のためのチームケアを行う上で各委員が適切や役割を果たすことが重要であ

る。

〈委員長〉

- ・虐待防止・身体拘束廃止委員会の総括管理
- ・現場における諸課題の総括責任

〈事務局〉

- ・委員会の運営・開催に係る事務
- ・議事録等書類の管理、整備
- ・市関係課との連携
- ・研修の開催

〈委員〉

- ・各支所、各課の虐待防止・身体拘束廃止委員会の開催
- ・虐待防止・身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・事業所担当者等からの相談、連携、助言、指示
- ・チームケアの調整、確立
- ・利用者の尊厳と主体性の保持
- ・虐待の可能性のある職員に対する支援
- ・個々の身体拘束に関する状況の把握
- ・身体拘束の解除の必要性の検討
- ・研修内容の検討、準備

【8】虐待防止・身体拘束廃止に関する教育・研修

介護に関わる職員だけでなく、法人の全ての職員に対して、虐待防止・身体拘束廃止、権利擁護等人権を尊重した業務の励行を図り、職員教育を行う。

(1)職員教育・研修の内容

- ・研修を年1回以上開催する。
- ・新規採用時には必ず虐待防止・身体拘束廃止のための研修を実施する。
- ・研修の内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

【9】成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又は家族に対して、利用可能な権利擁護に関する制度について説明し、その求めに応じ、適切な窓口への案内、担当者の紹介等の支援を行う。

【10】その他虐待防止の推進のために必要な事項

- (1)当法人職員は、虐待防止・身体拘束廃止の為の職員研修のほか、県社会福祉協議会や施設連絡協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者へのサービスの質を低下させないように常に研鑽を図るものとする。
- (2)当法人の虐待防止・身体拘束廃止に関する指針は、いつでも職員、利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表する。